

第 21 回「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」 議事要旨

1. 日時

令和 7 年 7 月 30 日（水） 13:25～16:00

2. 開催場所

宮崎県防災庁舎 4 階 43 号室
(宮崎県宮崎市橘通東 1 丁目 9)

3. 出席者

23 団体（九州地方環境事務所及び（一財）日本環境衛生センター含む）

4. 議題

【報告事項】

- (1) 「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」設置要綱について …資料 1
- (2) 昨年度の協議会における協議事項について …資料 2

【議事】

- (1) 本年度の「大規模災害時における九州ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務」におけるスケジュール及び実施予定事項（案） …資料 3～6
- (2) 行動計画の改定について …資料 7、8
- (3) 構成員の自治体における災害廃棄物処理に関する取組状況等 …資料 9

5. 議事概要

1) 報告事項について

事務局より、資料 1、2 を用い、本協議会設置要綱の改定内容、昨年度の協議会における協議事項について説明した。

2) 議事（1）について

事務局より、資料 3～6 を用いて本年度の九州ブロック内での各種行事の実施予定及びスケジュールについて説明した。

構成員からの質問事項は、以下のとおり。

【資料3：本年度のスケジュール及び実施予定事項について】

- ・8/28の自治体職員による意見交換会について、対象自治体及び開催場所を教えてください。
 - (事務局回答として)九州管内で昨年度に被災し、災害廃棄物対応の経験がある自治体を対象に、事務局にて既に選定し、打診・承諾いただいている。開催場所は、熊本市内を想定している。
 - (座長コメントとして)意見交換会の結果は、今後の協議会で共有されるか。
 - (事務局回答として)開催結果については、次回の協議会で共有する。また、本年度予定している行動計画の改定に盛り込むべき事項があれば、改定案をご提示する時点で併せて皆様にもご意見を伺うことになる。

【資料5：災害廃棄物仮置場設置運営訓練の実施概要(案)について】

- ・訓練の参加者について、訓練開催県の産業資源循環協会にオブザーバではなくプレイヤーとして参加していただき、レイアウト検討などのアドバイスをいただきたい。そのような対応は可能か。
 - (構成員回答として)(訓練開催県である)鹿児島県では近年被災経験がないため、災害廃棄物処理についての知見はないが、産業廃棄物処理の目線からアドバイスできることはあると思う。何名参加できるかは現時点で回答できないが、訓練にプレイヤーとして参加することは問題ない。
- ・訓練内容について、30分程度の動画形式に編集して視聴できるようにすれば、訓練に参加していない自治体職員らにも実施した内容が伝わりやすいのではないか。
 - (事務局回答として)現状は、主にカメラでの静止画撮影を想定している。動画撮影については、今後事務局内で検討する。
- ・訓練開催県以外の産業資源循環協会からも訓練に参加(見学)することは可能か。
 - (事務局回答として)差し支えない。

3) 議事(2)について

事務局より、資料7、8を用いて行動計画の改定方針について説明した。
構成員からの意見は、以下のとおり。

【資料8：行動計画・ブロック内連携マニュアル様式の改定案について】

- ・様式の改定については、今後の情報伝達訓練などを通して、より実用性の高い様式にできると良い。また、このような様式は、本来であればデジタル化するべきであり、環境省本省にて予算を確保し、国全体でDXの活用なども含めて検討できると良いと思う。
 - (九州地方環境事務所回答として)いただいたご意見を踏まえ、今後本省へ要望したい。

4) 議事(3)について

事務局より、資料9を用いて各自治体の災害廃棄物処理に関する取組状況を説明した。また、内容について、構成員からの補足説明及び構成員間での意見交換を行った。

構成員からの補足説明及び意見交換の内容は、以下のとおり。

○補足説明

【被災自治体としての対応経験について】

- ・災害時において市町村による仮置場の設置は、円滑に行うことができた。
- ・災害報告書の作成に苦勞した。災害査定の際に委託処理単価の根拠を求められたため、妥当性の説明が難しかった。委託の際は、1社による随意契約ではなく、2・3社から見積を徴集する必要があると感じた。また、そのためには日頃からこうした事業者と顔の見える関係を作っておくことも重要と感じた。
- ・また、仮置場の作業日報については、現場に所定の人数が配置されていたかや、手配した敷鉄板が本当に現場で全て敷設されていたか、といった確認を受けたため、記録(写真)を残すことが重要と感じた。

- ・竜巻被害であったため、豪雨災害のように降水量などの観測データがなく、また、局所的に発生することもあるため、被害を証明することが難しかった。こうした事例では、气象台に調査をかけていただき、後からそうした事態が発生していたことを報道発表してもらうことで、公式な被害発生の記録として証明することができる。
- ・初めて被災した市町村では、災害廃棄物処理に関する協定を締結済であったが、撤去・収集のほか処理処分も含まれるものと思っていたところ、処理処分は含まれないことが判明し、急遽、処理処分先を確保する必要が生じた。そのため、協定の内容について、平時のうちに確認・理解しておく必要があると感じた。

- ・竜巻が夜間に発生したため、被害の把握に苦勞した。
- ・竜巻被害では、重たいガレキが災害廃棄物として発生し、地域住民が仮置場まで持ち込むことは難しいと判断したため、仮置場は開設せず、自宅前に廃棄物を排出してもらい、特別収集で対応した。
- ・収集した災害廃棄物は直接ごみ処理施設へ搬入する想定だったが、実際は、規格外の大きさのものや処理困難物が含まれており、結果的に廃棄物選別用の仮置場を開設するべきであったと感じた。災害の様相によって、仮置場の必要性を見極める必要がある。

【支援自治体としての対応経験について(令和6年能登半島地震の支援)】

- ・公費解体支援にあたり、相続関係に関する知識に乏しかったため、対応に苦勞した。また、被災地の職員も詳しい方が周りにいなかったため、聞くに聞けない状況であった。
- ・避難所運営にあたり、受援者(市町)の準備状況が分からなかったため、住民からの質問対応に苦勞した。

【支援自治体としての対応経験について（令和6年能登半島地震の支援）】

- ・ 支援を行っている他の自治体職員との円滑な情報交換が行えるよう、記録を残すよう工夫した。
- ・ 滞在中の宿も被災していたため、宿のトイレが使用できなかった。そのため、屋外の仮設トイレを使用する必要があった。
- ・ 短期間の支援で派遣される場合、公費解体の経験がない支援職員が効果的な支援を行うことは困難だった。
- ・ 被災自治体職員が多忙なこともあり、現地のニーズをつかみきれず、支援に十分力を発揮しきれなかった。現場を指揮している環境省の方から、被災市町村へ、支援してもらいたい具体的な業務を聴き取ってもらったうえで、支援自治体と支援市をマッチングし、具体的な指示をしてもらえると良いと思った。
- ・ マネジメント者としての支援を要請されたが、実際は、実働の支援も行う必要があった。
- ・ 国からの情報発出が小出しだったため、作業の手戻りが生じることがあった。
- ・ 国からの現地に来ているリエゾンの方が短期で交代されるため、引継ぎが十分でないと感じることがあった。
- ・ 支援者団体間において支援内容が重複するなど、十分な情報連携が行えていないと感じることがあった。

○意見交換

【幹事支援県間での情報交換の実施の有無について】

- Q. 災害発生時に、支援県として十分な支援を行えるかが悩みである。九州管内の県間で情報交換会などを行っている例があれば教えていただきたい。
- A. **(事務局回答として)** 県間での情報交換については把握していないが、幹事支援県の設定はひとまず行動計画上で定めているものであり、実際は発災後に九州地方環境事務所が幹事支援県の候補となる所と調整の上で最終決定するものである。今後の情報伝達訓練やワークショップの中で、行動計画に基づいて幹事支援県としての役割を実践する場面が出てくると思うので、そうした対応を通じて、支援県側として何か事前に情報交換しておくべき点などお気づきのことがあれば、今後ご意見等いただきたい。

【災害廃棄物の処理(産業資源循環協会への一括委託など)について】

- Q1. 処理の委託にあたり、仮置場の運営及び処理を合わせ1社のみ委託するケースがあると聞いたことがある。可能な限り事務負担(契約本数)を減らしたいため、事例があれば教えていただきたい。
- A1. **(構成員回答として)** 県内のある自治体では、ある県内事業者と包括連携協定を締結している。
- Q2. 過去の災害において、県として委託単価を設定していると聞いたことがある。情報があれば教えていただきたい。
- A2. **(構成員回答として)** 協定上は単価を定めていないため、処理業者との協議により単価を設定したのではないかと思う。基本的に、市町村が産業資源循環協会に依頼し、処理単価が提示され契約を結ぶ。県が処理単価を決めることはない。

【災害時の事業系ごみの取扱いについて】
<p>Q. 災害時の事業系ごみの受入可否について、知見・見解があれば教えていただきたい。</p> <p>A. (九州地方環境事務所回答として) 確認後、後日回答する。</p>
【仮置場の選定(国有地・県有地)について】
<p>Q. 人口密度が高いため、仮置場候補地探しに苦慮している。現在、県有地や国有地も含め、候補地としての可能性を検討しているが、何か事例があれば教えていただきたい。</p> <p>A. ・ (構成員回答として) 候補地選定支援のため、県より県下市町村へ県有地の活用を希望する際は相談してほしい旨の説明があった。その後リストをもとに希望地を打診し、県の都市計画課などとの協議を経て仮置場候補地として選定したケースがある。</p> <p>・ (構成員回答として) 他の用途で使用される可能性があるため、実際の使用の可否はその時の判断となる。しかし、候補地として選定いただくのは差し支えない。</p> <p>・ (構成員回答として) 過去の災害時では、2次仮置場として県有地が使われた事例がある。また、平時から県有地等を候補地として選定しているかという点については、他の部局との兼ね合いもあるので平時から用意があるとはいえない。</p>
【国土交通省の支援について】
<p>Q. 災害時は、省庁として各種データの提供や照明車の貸し出しなどが可能である。各自治体に派遣されているリエゾン職員を通じて要望を伺い、必要な支援を行うことが可能と思う。何か要望などあれば、意見を伺いたい。</p> <p>A. (九州地方環境事務所コメントとして) 熊本地震の際は、プレハブの貸与やごみ飛散防止のための散水車の貸し出しなどをお声かけいただいたことがある。</p>

配布資料

議事次第、構成員名簿、出席者名簿、配席図

資料1 「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」設置要綱 改定案

資料2 大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会 令和6年度協議事項

資料3 本年度の「大規模災害時における九州ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務」におけるスケジュール及び実施予定事項(案)

資料4 情報伝達訓練及びワークショップの実施概要(案)

資料5 災害廃棄物仮置場設置運営訓練の実施概要(案)

資料6 人材育成研修会(災害廃棄物処理に係る研修)の実施概要(案)

資料7 行動計画の改定方針について(行動計画・ブロック内連携マニュアルの概要)

資料8 行動計画・ブロック内連携マニュアル様式の改定案

資料9 構成員の自治体における災害廃棄物処理に関する取組状況

以 上